

対談市町名	対談項目		各市町長の主な発言内容	知事の発言内容
1 木曾岬町	対談項目1 木曾岬干拓地の事業推進について		<p>木曾岬干拓地の事業推進については、メガソーラー事業の供用、木曾岬メガソーラー株式会社から地域貢献ということで防犯灯のLED化、“わんぱく原っぱ”の供用が行われ感謝しています。</p> <p>今後の本格的土地利用ということで、木曾岬干拓地については、本格的に企業誘致をお願いします。については、道路のアクセスをしっかりとお願いします。</p> <p>また、環境アクセスについては、諸般の事情もあって時間がかかっていますが、当初の予定どおり粛々と進めいただき、次なる土地利用に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>企業誘致については、平成30年度で公共利用が終了しますので、引き続き積極的に取り組みたいと考えています。区割りを予め設定するのではなく、オーダーメイドで需要やニーズに柔軟に合わせるような企業誘致ということで、来ていただくインセンティブが高まるようにしています。平成28年の1月から6月の経済産業省の工場立地状況調査の指標では、三重県はトップ10に入っており、最近ではいろいろな誘致も進んできていますので、木曾岬干拓地についても、しっかりと進めていきます。</p> <p>また、道路のアクセスについては、先般、愛知県と意見交換しましたが、より強く要望するよう、担当部に指示しています。</p> <p>環境アクセスについては、実施に慎重な意見もありますので、どういうタイミングになれば、あるいは、どういうコンセンサスが整えば進んでいくのかという条件を、きっちりと決めていくよう担当部に指示したところです。</p>
2 木曾岬町	対談項目2 鍋田川右岸堤防耐震補強工事について		<p>鍋田川右岸堤防耐震補強工事については、平成28年度に調査設計に入ったところですが、平成28年度以降も途切れることなく、着々と進めていただきたい。</p>	<p>鍋田川右岸堤防耐震補強工事については、木曾川本川の左岸堤防の耐震対策と併せて一体的な効果を発現させることが必要であり、平成28年7月策定の河川整備計画に基づき耐震詳細設計を完了のうえ、平成29年度には耐震対策工事に着手する予定です。</p>
3 木曾岬町	対談項目3 地域における農業農村振興施策について	農地中間管理事業について	<p>農業、農村を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。農地の中間管理事業で農地の集約・集積を図って、農業の担い手にスケールメリットを活かして活躍いただきたいと思っています。</p> <p>農業の担い手にとって、5年先、10年先の先行きがわからないこともあり、一生懸命やろうと思っても限界があります。国へ働きかけて方向性を示していただきたい。</p> <p>農地がコミュニティを繋いでいるのであり、単なる生産基盤の役割だけではありません。農地を放棄されてしまっはコミュニティが維持できないので、国への積極的な働きかけをお願いします。</p>	<p>農政が、くるくる、猫の目のように変わり、どうなっていくのか見通しが立てにくいところもあり、農水省と議論するたびに、農家が不安を持たないように丁寧な説明を行っていただくよう申し上げます。</p> <p>農地中間管理事業については、木曾岬町の平成27年度の農地集積率は前年度を約10ポイント上回る約44%であり、大幅に集積の拡大を進めていただきました。県の平均が33.5%で、それを大きく上回っており、農地を核に人が繋がっていくという町長の強い思いから出た結果であると思っています。</p> <p>県としては、「人・農地プラン」を中心に、担い手の皆さんが、将来どのような農地利用をしていこうかということの計画づくりをお手伝いさせていただいており、集積の拡大とともに、将来を描いていくサポートをしっかり行っていきたいと思います。</p>
4 木曾岬町	対談項目3 地域における農業農村振興施策について	農業基盤の整備について	<p>スケールメリットを活かして、海外の農産物に対して競争力をつけていくためには、大規模な基盤整備が必要なので、基盤整備をしっかりとお願いします。</p>	<p>農地、排水機場、ため池など、農業の基盤を計画的に整備していかななくてはなりません。</p> <p>排水機場の改修の国庫補助率は、普通の小規模なものは50%で地元負担が大きくなってしまいますので、例えば海抜ゼロメートル地帯など、浸水の可能性のあるところだけでも、大・中規模改修や中山間地の小規模改修と同じく55%に嵩上げすることを国に要望しました。基盤整備が進むよう国にしっかりと要望し、県の計画も着実に進めていきたいと思います。</p>
5 木曾岬町	対談項目3 地域における農業農村振興施策について	営農型発電設備に係る農地の一時転用について	<p>一時転用ということで、営農型の太陽光発電事業が行われていますが、営農型の発電事業はナンセンスだと考えています。営農の効率もなく、品質も取量も落ち込みます。一時転用した場合は、まず将来、農地に戻すことはないと思っています。地域のコミュニティが崩れる恐れもあり、農地の一時転用について知事のお考えを伺いたい。</p>	<p>優良農地を確保することと、非農業の土地利用で計画的なものについては相まって出来るようにしていこうというのが、基本的には農地法の精神であり、農地法の権限移譲の議論をしたときにも、農地法の精神をしっかりと守ったなかで、総合的なまちづくりを市町村ができるようにということが議論になりました。投機的な目的に農地が利用されるようなことは、あってはならないと思っています。</p> <p>営農型の一時転用について、営農型発電施設が全国的に多くなってきているので、ルールを明確化するということで、農林水産省から急ぎよ通知が出て現在の形になっています。</p> <p>転用許可期間の更新にあたっては、営農型発電施設の下の部分で営農が継続しているかどうかをしっかりと見て、継続的な指導を農業委員会と連携しながら行っていきます。</p>